

中国高等学校体育連盟表彰規定

第1条 中国高等学校体育連盟は、本連盟発展のため功績のあった者を本規定に基づき感謝状を贈る。

第2条 表彰は加盟各県の推薦に基づき選考委員会によって、審査のうえ決定する。

選考委員会は理事により構成する。

第3条 選考の基準は次のとおりとする。

- ① 役 職 会長・副会長・理事長・理事・事務局長・その他功績のあったもの
(但し同一人を重ねて表彰しない)
- ② 年 数 通算在年2年以上
- ③ 時 期 その職を退いた時
- ④ 支 出 各県高等学校体育連盟事務局より支出する。

第4条 その他各専門部の表彰については、専門部長名で表彰する。

(経費については専門部負担)

第5条 この規定の改廃は理事会の議を経て行うものとする。

附 則 この規定は昭和46年4月1日から施行する。

昭和51年	5月18日	一部改正
昭和62年	5月 1日	一部改正
平成 元年	5月19日	一部改正
平成 3年	5月13日	一部改正
平成 8年	5月 1日	一部改正
平成10年	5月 1日	一部改正
平成11年	4月27日	一部改正
平成16年	11月15日	一部改正
平成20年	5月16日	一部改正